

年間保存版

令和7年4月

保護者様

大阪市教育委員会

大阪市立野田小学校長 川辺 智久

非常変災時の措置について

非常変災時においては、次に示す基準により臨時休業等の措置をとります。

(この用紙は、目につきやすい場所に掲示してください。)

記

★ 午前7時の時点及び7時を過ぎて始業時刻までに、下記のいずれかが該当する場合、臨時休業といたします。

① 大阪市に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」、または「特別警報」が発表

② 福島区内のいずれかの地域に、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令

気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

※情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

・大阪市HP ・大阪市危機管理室 X ・LINE 大阪市公式アカウント

・おおさか防災ネット（メール登録可） ・防災スピーカー（発令時に流れます）

③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生

★ 児童がすでに登校している場合、始業後に上記のいずれかが該当した場合

◆ 校内にて児童の安全確保に努め、保護者の在宅が確認できた児童については、保護者引き渡し、もしくは教職員の引率等のもと下校させます（在宅確認ができない場合は、学校に待機させます）。

★ その他、不測の事態が発生した場合には、校長判断により、臨時休業措置を含め、適宜、対策を決定し、措置していきます。

※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前に話し合っておいてください。

※ いきいき活動についても、同様の措置をとります。ご理解ください。